

ホームページ・ブログ・facebook での情報発信規定

(目的)

第1条 この規定は、メンタルケア学会(以下、「当学会」)正会員・準会員(以下、「会員」)におけるポイント付与についてインターネットを利用したホームページ、ブログ、facebook(以下、「HP等」)における情報発信に関する取扱い、ならびに法令遵守について定めることを目的とする。(以下「本規約」)

(HP等の特定と申請方法)

第2条 会員が運営するHP等における情報発信において、当学会ポイント付与を希望する会員は、予め当学会規定申請用紙にて申請をし、承認を得なければならない。

(責任者等の明示および責任の所在)

第3条 HP等の情報発信に関する一切の管理・文責・発信責任者を会員とし、HP等に公開する情報についての責任は会員自ら負うものとする。

(規定の明示)

第4条 本規定を当学会の会員専用ホームページ上に明記することとする。

(本規定の遵守)

第5条 HP等の情報発信において当学会ポイント付与を希望する会員は、本規約を遵守しなければならない。

(情報発信者の特定)

第6条 HP等の情報発信にあたっては発信者および必要事項を明記しなければならない。明記の方法・内容については以下のとおりとする。

1. 当学会登録会員名であること。
2. ポイント認可審査対象のホームページ・ブログ・facebookのURLを登録すること。
なお、ポイント認可審査対象は上記WEBサイトのみとし、その他WEBサイトでの申請は認めない。また、会員・メンバーに限った閲覧に限定されるブログは認めない。
3. ポイント認可審査対象URLは1つのみとする。
4. HP等で使用しているハンドルネーム、ニックネームを表記する場合は、予め当学会へ届け出のうえ、当学会登録会員名と当学会が照会できること。
5. 前項いずれかに該当する会員名、問い合わせ先(電話・FAX・メールのいずれか)、情報の掲載日時・更新期日等必要な情報を掲載すること。

(関係法令等の遵守)

第7条 HP等の情報発信にあたっては、著作権、知的所有権、肖像権等の保護を目的とする法令に違反する行為をしないものとする。

第8条 会員以外の第三者が関わる内容の掲載に当たっては、事前に第三者の承諾を得るなど、適切な措置を講じるものとする。

(情報発信の内容)

第9条 本規定において、HP等による情報発信の内容は以下の事項に定めるとおりとする。

1. 心理・メンタルケアに関わる会員の活動の紹介・様子
2. 会員の心理・メンタルケアに関わる研究・学習に関わるもの
3. 心理・メンタルケアに関わる会員同士の交流を目的とした内容のもの

(ポイント付与について)

第10条 当学会は、第2条に基づく申請があった会員に対し、下記のとおり審査およびポイント付与を行う。

期間：4月～6月（春）、7月～9月（夏）、10月～12月（秋）、1月～3月（冬）のそれぞれ3ヶ月ごとを1シーズンとし、各シーズンの最終月に審査を行い、1シーズン0.5ポイントを年4回審査の上、付与するものとする。

審査申請書提出期限：春・・・2月末日まで、夏・・・5月末日まで、秋・・・8月末日まで、冬・・・11月末日まで。

情報発信方法：

- ・月3回以上1シーズン計9回以上HP等へ第9条に定める情報発信を掲載していること。
- ・発信した情報が最低6ヶ月以上連続して掲載されていること。

審査方法：以下の点に着目し、当学会審査委員により審査が行われる。審査結果については可否のみとし、審査結果の内容、問い合わせには応じないものとする。

1. 本規約に反していないか。
2. 第9条に則しているか。
3. 規定回数・期間の情報発信を行っているか。
4. 心理・メンタルケアに関わる会員らしい情報発信をしているか。
5. HP等への掲載が「情報の発信」と判断できる内容であるか。（著しく文字数が少ない、情報発信としての内容に欠ける等）

(個人情報の発信)

第11条 HP等に情報を掲載するにあたっては、以下の事項に定めるとおり、個人情報の保護に配慮するものとする。

1. 年齢、住所、電話番号、生年月日、家族関係、既往歴等の個人を特定できる情報やプライバシーに関わる事項は掲載しない。
2. 事例・ケースについては、個人が特定できないようにする。
3. 会員は本人、または第三者から掲載内容について訂正又は取り消しの要望等を受けた場合は、速やかに適切な処置をとるものとする。
4. 会員は、当学会又はその他の機関・団体から掲載内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに適切な処置をとるものとする。

(情報発信のモラルに関する徹底)

第12条 HP等における情報発信において、以下の項目については徹底を図るものとする。

1. 特定個人・団体および第三者を誹謗中傷する表現および、それに繋がる内容の発信はしてはならない。
2. 虚偽が含まれる内容や十分な裏付けがなされていない内容を発信してはならない。
3. 第三者の著作権その他の権利を侵害する内容を発信してはならない。

第13条 本規定のほか、その他、当学会の諸規定を遵守し、以下に掲げる項目に該当する情報を発信してはならない。

1. 本規定および第9条の目的に反するもの
2. 営利を目的とする内容
3. 法令および公序良俗に反するもの
4. 特定の政党又は宗教団体に係る活動を目的としたもの
5. その他法律に違反したもの

(人権への配慮)

第14条 HP等における情報発信にあたっては、人権を尊重し、不適切な表現等はないこととし、特に、身体、性別、学歴、出身、民族、宗教、病気等の表現については十分な配慮をする。

(ポイント付与の取消)

第15条 会員が当学会へHP等における情報発信のポイント付与を受けようと申請し、認められたものの本規約に反したポイント付与を受けた内容の改編、または申請中の内容に

対し、当学会が本規定に反すると判断した内容、不特定多数に対して発信する情報として不適当と判断する場合、ポイント認可を取消とする。

(本規約違反)

第16条 本規約に反した場合、当学会は会員に対し、HP等における情報発信申請許可およびポイント付与対象の取消、また、悪質なものと判断した場合、学会会則第9条に基づき適切な処置をとるものとする。

附則 この規定は、平成25年5月1日より、これを施行する。

ホームページ・ブログ・facebook 情報発信 ポイント認可申請書

情報発信者名

会員本名 ハンドルネーム・ニックネーム

ハンドルネーム・ニックネームの場合の表示名 _____

連絡先 自宅： _____ 携帯： _____

ポイント認可審査対象 URL

http: _____

※大文字・小文字・数字の1と7、O（オー）と0（ゼロ）の記号がある場合には判別できるように記載してください。

連絡用メールアドレス

@

（PC（パソコン）またはスマートフォン用のみ）※携帯電話受信のメールアドレスはご利用できません。※大文字・小文字・数字の1と7、O（オー）と0（ゼロ）の記号がある場合には判別できるように記載してください。

・ ホームページ・ブログ・facebook での情報発信規定

以上の内容を確認・同意の上、申請をします。

平成 年 月 日

会員 No : LCM _____

氏名

印